



2020年4月6日

「授業目的公衆送信補償金制度」補償金の「無償」での認可申請について

一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会
理事長 土肥一史

日頃、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（以下、本協会）の業務にご協力、ご理解をいただき、誠にありがとうございます。

この度本協会は、新型コロナウイルス感染症の拡大という緊急事態に伴い、教育機関で急速に需要が高まっているオンラインでの遠隔授業等で著作物が教材として円滑に利用できるよう、2020年度に限った特例として、「授業目的公衆送信補償金制度」施行のための補償金額を「無償」として文化庁長官に認可申請することを決定しました。認可申請は、教育機関設置者の団体の意見聴取を経て、4月中旬にも行う見通しです。

2018年5月公布の改正著作権法で定められた「授業目的公衆送信補償金制度」により、教育機関が授業の過程で著作物を教材に利用する場合、著作権者の許諾を得ることなく、メールで送信したり、サーバーにアップロードしたりすることが可能になります。ただ、その代わり、教育機関設置者は、文化庁長官が法律に基づいて指定する唯一の指定管理団体である本協会に一定額の「補償金」（金額は文化庁長官の認可事項）を支払うことが必要となります（制度の詳細は、添付資料を参照）。

2019年1月の本協会設立以降、本協会は制度の円滑なスタートに向けて、教育関係者、権利者と協議しながら、著作物利用の運用指針案などの準備を進めて参りました。

そのなかで、3月以降、新型コロナウイルス感染症が収束する見通しが不透明な中、大学などの教育機関から本協会に対して、授業目的公衆送信補償金制度の早期スタートを求める要請が相次いでいるほか、遠隔教育等での著作物の利用方法に関する問合せも多数届いております。

3月4日付の文化庁著作権課からの事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校教育におけるICTを活用した著作物の円滑な利用について」を受け、教育現場で必要とされている利用に対して、緊急措置として特別に配慮し、ICTを活用した著作物の円滑な利用については可能な限り協力をさせていただく旨を、本協会の構成団体名で表明しました。

さらに、3月25日付けの文化庁著作権課から本協会に対しての事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策に伴う授業目的公衆送信補償金制度の早期施行について」では、多くの大学において遠隔授業等が始まると見込まれる4月下旬までに「授業目的公衆送信補償金制度」の施行が間



に合うよう、4月20日までに補償金額の認可申請をすることが要請されたことを受け、本協会では早期の認可申請に向けての検討に着手しました。

その後、自由民主党から2020年度に限って特例として補償金を無償とする提言が出されました。こうした状況を踏まえて本協会において総合的に検討した結果、本協会は、新型コロナウイルスの感染拡大という前例のない全国規模での事態に対処するため、所定の条件の下に2020年度限りの特例として、遠隔教育等において無償で著作物を利用できるという内容で、文化庁長官に対して補償金額の認可申請を行うことを決めました。

なお、2021年度は当初予定通り「有償」として再度、補償金額の認可申請を行う予定となっています。

本協会は、今後もICT活用教育の推進に積極的に協力して参ります。

著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）について（文化庁）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/

授業目的公衆送信補償金制度FAQ等

<https://sartras.or.jp/faqs/>

新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校教育におけるICTを活用した著作物の円滑な利用について（2020年3月5日更新）

<https://sartras.or.jp/archives/200305/>